

電 推第1399号

令和7年1月24日

大分県行政書士会

会長 浦野 英樹 殿

大分県総務部長

渡辺 淳一

大分県の行政手続における電子申請及びキャッシュレス納付の利用に関する協力要請書

平素より本県行政へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

県では、県民皆様の利便性向上と業務の効率化を目指し、行政サービスのデジタル化を推進しています。これまで、本年度末を目標に、行政手続の電子化と手数料等のキャッシュレス納付に向けた環境整備に取り組んでまいりました。今後は、令和6年9月に策定した「大分県行財政改革推進プラン2024」に基づき、その利用促進を図ってまいります。

具体的には、県への申請手続については、従来の紙による申請から県や国等が提供する電子申請システムを利用した申請に移行することで、県の機関の開庁時間に、わざわざ休暇を取って窓口に出向く手間や運賃・燃料費を減らすことができます。また、手数料の納付においても、現金や収入証紙による納付から、キャッシュレス納付に移行することで、現金の準備や運搬、金融機関に出向く手間が不要となります。これらメリットを県民の皆様に享受していただくため、積極的な利用を働きかけてまいります。

県民の皆様の申請を代理されている行政書士の皆様におかれましても、積極的に電子申請システム、キャッシュレス納付をご利用いただきますとともに、代理申請を依頼される申請者の皆様にも、積極的な利用を働き掛けていただきますようお願い申し上げます。